

令和 7 年国勢調査大阪市区実施本部規程

(設置)

第 1 条 令和 7 年国勢調査に関する事務を処理するため、本市各区に令和 7 年国勢調査大阪市区実施本部（以下「区本部」という。）を設置する。

(組織)

第 2 条 区本部は、区本部長及び区本部員で組織する。

2 区本部長は、区長をもって充てる。

3 区本部員は、区役所職員のうちから区長が命ずる。

(区本部長等の職務)

第 3 条 区本部長は、令和 7 年国勢調査大阪市実施本部長の命を受けて区本部の事務を総理する。

2 区本部長に事故があるときは、あらかじめ区本部長の指名する区本部員がその職務を代行する。

(施行の細目)

第 4 条 この規程の施行に関し必要な事項は、区本部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

(この規程の失効)

2 この規程は、令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。